

ガバナンス

内部統制

考え方・方針

当社グループの内部統制は、法令等のコンプライアンスとリスクマネジメントの実現、情報の保存・管理の実効性の確保、業務の有効性および効率性の確保、効果的な監査による財務報告の信頼性の確保、ならびに不正の防止・早期発見と資産の保全を目的として、整備・運用しています。

当社の取締役および執行役員は、その職責の中核として、大和ハウスグループ全体の内部統制を担っています。さらに、取締役と執行役員を兼務する者は、自らが二つの職責を担うことを自覚し、それぞれの機能を適切に行使して、内部統制システムの構築・運用に尽力しています。

以上の体制を前提に、代表取締役を含めた大和ハウスグループの全役職員を統制することを決意するとともに、全役職員各自が内部統制システムの担い手であることを表明すべく、「内部統制システム構築の基本方針」を定めています。

[内部統制システム構築の基本方針](#)

マネジメント

内部統制システムの体制と運用

当社グループでは、内部統制システムの運用において、内部統制システム構築の基本方針のもと、日本取引所自主規制法人の「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を参照し、以下のような体制・運用としています。

内部統制委員会による管理体制

当社グループ全体の内部統制状況と、コンプライアンスおよびリスクマネジメント状況の報告を受け、内部統制の不備を検証して是正を促すことを目的・機能とする委員会として、内部統制委員会を設置しています。

内部統制委員長を代表取締役会長が、同副委員長を代表取締役社長および代表取締役副社長兼経営管理本部長がそれぞれ務め、各事業本部長・本社機能部門の担当役員などを委員として組織しています。

同委員会の運用状況は、コンプライアンスとリスクマネジメント活動を中心とした内容を、半期に一度以上取締役会に報告し、社外役員を含めた経営陣の監督のもとに適正に運営される体制としています。

コンプライアンス、リスクマネジメント体制

内部統制委員会の管理のもと、グループの適正なコンプライアンスとリスクマネジメントを実現するために、以下の体制を構築しています。

- グループの社会的信頼の維持・向上を目的に「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」を制定しています。
- グループのリスクマネジメント統括責任者に、代表取締役副社長兼経営管理本部長を選任し、コンプライアンスとリスクマネジメント体制の責任者としています。
- 各事業におけるリスク顕在化の予防、顕在化したリスクへの対応のため、各事業本部にリスク管理委員会を設置し、各事業本部長を委員長としています。
- 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクが顕在化した場合は、緊急対策本部を速やかに設置し対応しています。
- コンプライアンス状況、リスク情報を適正に把握するべく、内部通報制度を設置しています。
- 職員の業務プロセスの監査を行う部門を設置し、法令お

び規程などに則った業務の実現に努めています。

- 反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応します。
- 懲罰に関する規程を制定し、役職員の法令または定款違反などの行為について適正に処分を行います。
- 役職員は、適正に業務を遂行しているかどうかを自主チェックするとともに、他の役職員の業務遂行を常時監督します。

[内部統制システム構築の基本方針](#)[P125 大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範](#)

内部統制システムの運用状況の実態把握

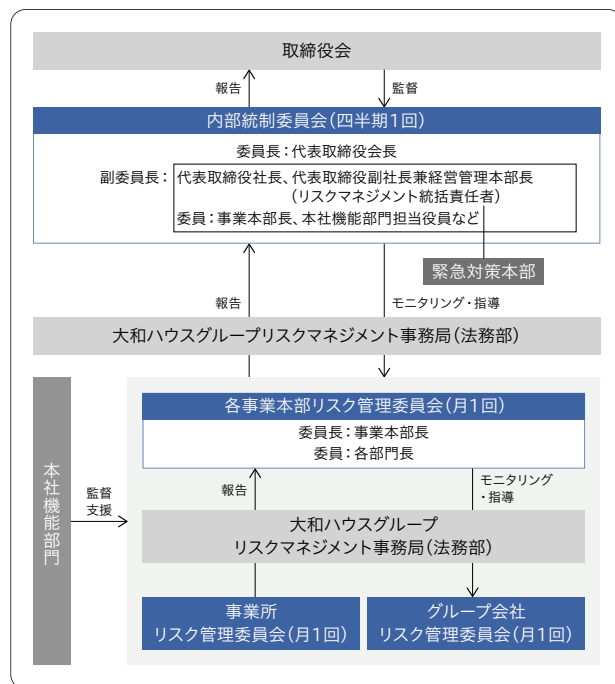
当社グループ全体の内部統制システムの運用は、「標準的なフレームワーク（COSO）」を参考にしており、内部統制委員会から、当社の各事業本部・本社各機能部門およびグループ会社に対し、毎年度、内部統制システムの構築・運用に関する計画の立案を指示し、年度末に当該計画に基づく取り組み状況の報告を受けることで、実態の把握を行っています。

また、当社グループは内部統制システムとして、コンプライアンス状況とリスク情報の適正な把握のため、早期収集と一元管理の体制を整えています。具体的には、当社従業員などが法令違反をはじめとする重大なリスク情報に直面した場合、直ちに当該情報を大和ハウスグループリスクマネジメント事務局（当社法務部）に集約するルールを設けるとともに、通常のレポートラインが機能しない場合に備え、内部通報制度も併せて設置し、コンプライアンスとリスク情報が把握できる体制としています。

加えて、内部監査部が、当社およびグループ会社の法令・社内ルールの遵守状況の監査を行い、その結果を内部統制委員会へ報告することで、第三線部門として独立した立場からの評価結果も、内部統制システムの実態把握につなげています。

ガバナンス

内部統制

■グループ内部統制体制図
(コンプライアンス、リスクマネジメント)大和ハウスグループ
企業倫理綱領および行動規範

当社グループ全体において、創業者精神「儲かるからではなく世の中の役に立つからやる」を実現し、統一した価値観の下で事業を行うことを目的とし、また社会的信頼を維持・向上させるために、「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」を制定しています(2004年4月制定)。

「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」は「社是」「社員憲章」「“将来の夢”(パーパス)」ならびに「大切にし

たい価値観」から構成される理念体系に基づき定められており、当社役職員は行動原則としてこれを実践しています。また、企業倫理綱領は「お客さまと共に」「コンプライアンスと共に」「職場と共に」「ビジネスパートナーと共に」「環境と共に」「社会と共に」「人権の尊重」の7つからなり、そのそれぞれに、より具体的な行動規範が示されています。

なお、これらの改訂は、企業ビジョンや経営計画などの見直しと共に、取締役会の監督・承認を経て行われます。

グループ各社のトップは、全役職員に「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」を厳守させ、自らも率先垂範するとともに事業運営の透明性・公正さを確保する責務を負っています。これにより、当社グループにおける適正なコンプライアンスおよび、リスクマネジメントの実現を図っています。

なお、この「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」は世界中の従業員に伝達すべく、英語と中国語にも翻訳しています。



➡ 大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範

社内浸透

「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」は、定期的実施するコンプライアンス研修などで扱い、社内の浸透を図っています。

また、当社グループでは、入社時に創業者の石橋信夫が書き残した冊子「わが社の行き方」を全員に配付しています。この冊子には、当社グループ社員としてのものの見方や考え方、仕事への取り組み方などが掲載されています。創業者精神を引き継ぐために全員が繰り返し読み、また、冊子から抜粋した「儲かるからではなく世の中の役に立つからやる」といった創業者精神を持ち、事業を行っています。

主な取り組み

事業所の経営健全度評価

当社では、持続可能な経営を続けるには、業績数字だけでなく、社会から必要とされる良識ある会社であり続けなければならないと考えています。そこで、健全な事業所経営を成し遂げた事業所を評価する経営健全度評価を実施しています。この評価はESGの観点で評価され、評価項目には安全や環境への取り組み、遵法精神、労務管理などがあります。これらの評価項目ごとに点数化しています。その点数の合計で事業所がランクづけされ、このランクが賞与に反映される仕組みになっています。

エンゲージメントサーベイ

当社は、全従業員を対象としてエンゲージメントサーベイを毎年実施しています。定期的にこの調査を実施することで、職場環境の実態を定量的に把握しています。エンゲージメントサーベイの結果は、部門ごとの集計を、各部署の部門長から当該部署内に伝えるようにしています。

2025年度からは、「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」に関する設問を設け、浸透度を測りました。その結果、従業員の97.8%が「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範を遵守している」と回答しました。高い浸透度を維持するため、今後も「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」の定着に向けた取り組みを継続していきます。



P198 社会データ 働きがいに関する指標

ガバナンス

内部統制

海外での内部統制の推進

当社は、事業本部制のもと各事業本部が事業運営を担う一方、海外事業においては、地域ごとの法制度や商習慣などの違いをふまえ、本社による海外子会社管理を補完する体制の整備・強化を進めています。

その一環として、当社は本社コーポレート部門の専門人財を地域ごとに配置し、リージョナル・コーポレート（RC）機能の整備を進めています。RC機能は、本社による海外子会社管理を担当地域で補完・実行する機能として、地域内のグループ会社におけるリスク情報を把握・集約し、本社および関係部門と連携しながら、リスクの未然防止および早期対応を支える基盤です。

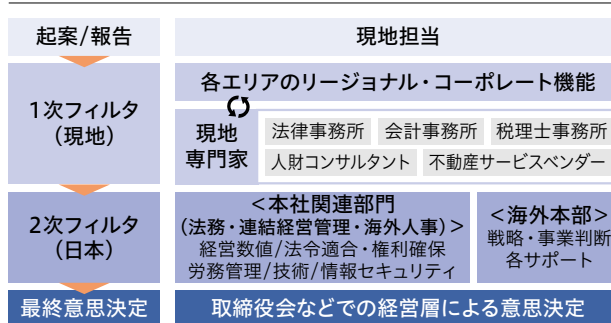
RC機能の整備・運用にあたっては、海外本部に加え、本社関係部門が所管領域の観点から連携し、必要な確認、助言および支援を行う体制としています。また、その運用状況については、必要に応じて内部統制委員会に報告するなど、継続的なモニタリングと改善につなげています。

加えて、海外における事業投資については、投資管理ガイドラインを整備し、企画・実行・運営の各段階において確認すべき事項やリスクの観点を整理しています。このガイドラインに基づき、海外戦略委員会において投資案件に関する事業性およびリスクの評価を事前に行い、経営層の意思決定を支援する体制としています。さらに、海外事業に関する投資および管理上の知見を集約したチェックシートを整備し、国内外の関係者への展開を進めています。

これらの取り組みにより、海外事業におけるリスク認識の共有および対応水準の向上を図り、グループ全体の内部統制の強化につなげています。

■ 海外の事業運用やリスクにおける2重のモニタリング体制

モニタリングフロー


 [海外拠点一覧](#)